

令和5年度(令和4年度)

業 務 概 要

(令和4年度事業実績)

群馬県心身障害者福祉センター

目 次

I 心身障害者福祉センターの概要

1 設置目的	1
2 沿 革	1
3 組織・業務分掌	2

II 業務概要

1 身体障害者関係業務	3
(1) 相談・判定業務	3
(2) 研 修	3
(3) 地域リハビリテーション事業	3
(4) 身体障害者手帳交付事務	3
2 知的障害者関係業務	4
(1) 相談・判定業務	4
(2) 通所指導	4
(3) スーパーバイズ事業	4
(4) 研 修	4
(5) 療育手帳交付事務	4
3 障害者施設等入所調整関係業務	5
(1) 群馬県障害者施設入所調整委員会の設置運営	5
(2) 群馬県障害福祉サービス事業所利用に関わるガイドラインの運用推進	5
4 群馬県障害者自立支援協議会アドバイザー業務	6
(1) 群馬県障害者自立支援協議会	6
(2) アドバイザー会議(市町村協議会支援)の運営	6

III 令和4年度業務実績

1 身体障害者関係業務	7
(1) 相談・判定の状況	7
ア 年齢別・障害別相談状況	7
【参考】相談者の年齢別の年度推移(平29~令4年度)	7
イ 相談・判定実施状況	8
【参考】相談・判定実施状況の年度推移(平29~令4年度)	9
ウ 市町村別相談状況	9
エ 巡回相談・在宅訪問診査の実施状況	10
(2) 研 修	11
(3) 地域リハビリテーション事業	11
ア 在宅生活相談	11
(4) 身体障害者手帳交付事務	12
ア 令和4年度身体障害者手帳交付等事務処理実績	12
イ 令和4年度末現在身体障害者手帳所持者の状況	12
① 所持者数	12
【参考】身体障害者手帳所持者数の推移	12
② 障害別等級の内訳	13

2	知的障害者関係業務	14
(1)	相談・判定の状況	14
ア	年齢別相談状況	14
イ	相談・判定実施状況	14
ウ	療育手帳にかかる判定状況	14
	【参考】相談・判定の推移	15
エ	巡回相談・在宅訪問診査の実施状況	16
オ	電話相談・来所相談の状況	17
(2)	通所指導の状況	17
(3)	スーパーバイズ事業の状況	17
(4)	個別支援会議等への出席	17
(5)	研修	17
(6)	療育手帳交付事務	18
ア	令和4年度療育手帳交付等事務処理実績	18
イ	令和4年度末現在療育手帳所持者の状況	19
①	所持者数	19
	【参考】療育手帳所持者数の推移	19
3	障害者施設等入所調整関係業務	20
(1)	令和4年度群馬県障害者施設入所調整委員会の開催状況	20
(2)	入所調整結果	20
(3)	関係機関への情報提供	21
4	群馬県障害者自立支援協議会市町村協議会支援の状況	22
(1)	市町村協議会参加	22
(2)	アドバイザー会議の開催	22
5	その他の業務	23
(1)	講師等の派遣	23

IV 資料編

1	身体障害者手帳所持者の状況	24
2	療育手帳所持者の状況	27

I 心身障害者福祉センターの概要

- 1 設置目的
- 2 沿革
- 3 組織・業務分掌

I 心身障害者福祉センターの概要

1 設置目的

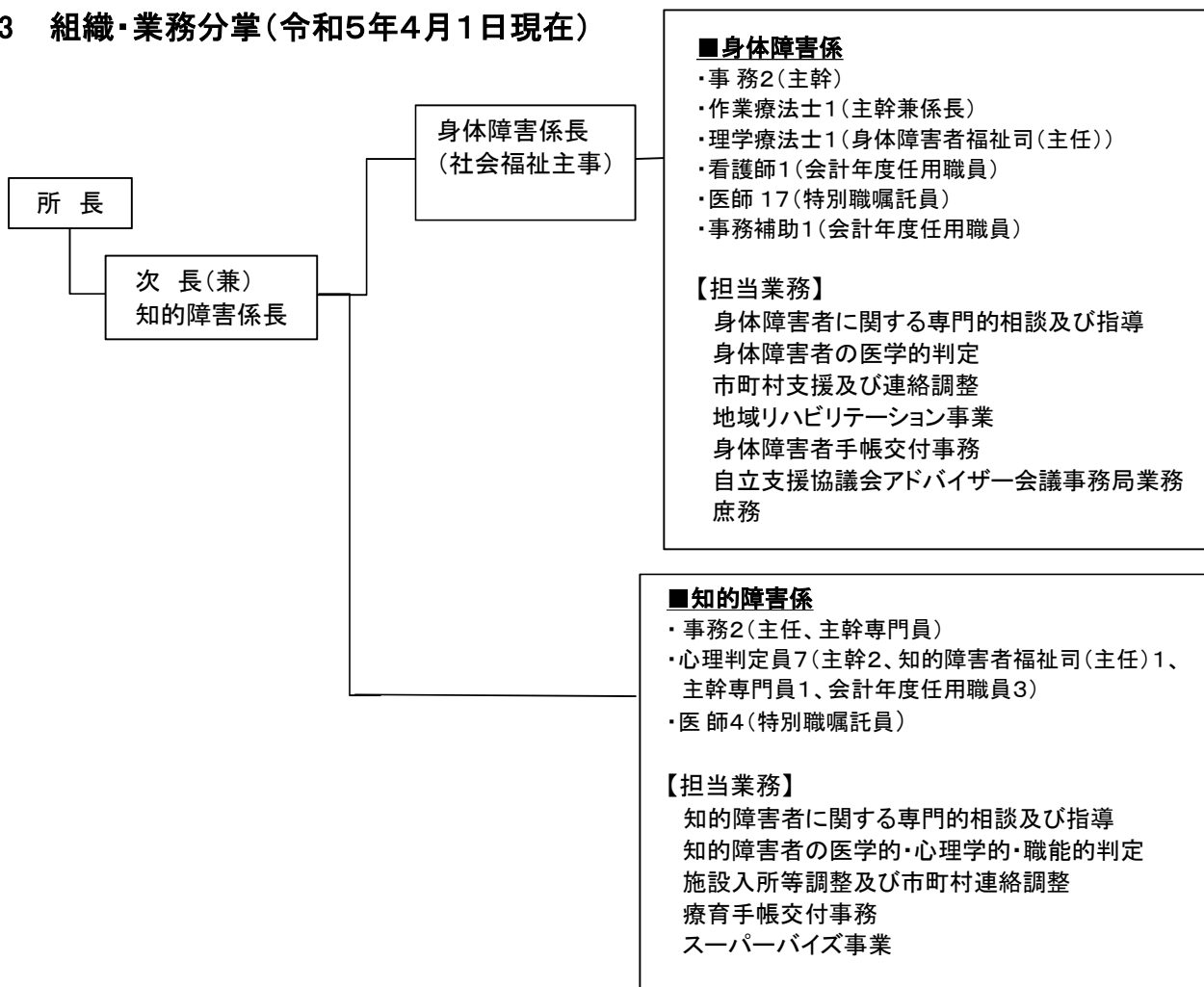
群馬県心身障害者福祉センターは、身体障害者福祉法第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として位置づけられており、市町村に対する専門的・技術的支援助言、市町村の行う援護に関する医学的・心理学的及び職能的判定、障害者や家族に対する専門的・技術的相談指導、及び市町村相互間の連絡調整等を行うほか、身体障害者手帳及び療育手帳の交付、並びに市町村相談支援事業の支援を行う専門相談機関として設置されている。

2 沿革

- ・ 昭和26年 4月 1日 身体障害者更生相談所及び義肢製作所の仮事務所が、前橋市大手町二丁目6-5に開設(現日銀北西旧済生会病院2階)される。
- ・ 昭和26年 6月 1日 義肢製作所を、前橋市天川大島町986(旧婦人相談所)に移転し、業務を開始する。
- ・ 昭和26年10月 1日 身体障害者更生相談所及び義肢製作所を統合し、前橋市紅雲町一丁目7-12に移転(群馬中央病院入口、現住宅供給公社)する。
- ・ 昭和29年10月 1日 群馬大学附属病院の協力を得て、整形外科、眼科、耳鼻科、精神科の医師を嘱託として委嘱する。
- ・ 昭和33年 4月 1日 身体障害者更生指導所を新設(旧工業試験場跡地)する。
- ・ 昭和34年 7月 1日 整形外科の相談者増加に伴い、整形外科の専任医師を任命し医療法に定める診療所の許可を受け診断、判定の業務を開始する。
- ・ 昭和35年11月 1日 精神薄弱者更生相談所(前橋市紅雲町一丁目7-12)を身体障害者更生相談所に併設し、身体障害者及び知的障害者の相談業務を一本化する。
- ・ 昭和42年10月 1日 身体障害者福祉法の一部改正により、心臓、呼吸器の機能障害者が身体障害者の範囲に加えられたことに伴い、新たに内科医師を嘱託として内部障害者の診断を開始する。
- ・ 昭和44年 4月 1日 身体障害者更生相談所、義肢製作所及び身体障害者更生指導所を統合し、「身体障害者福祉センター」とする(統合に伴い身体障害者更生指導所の名称は肢体不自由者更生施設とした)。(設置場所は前橋市国領町二丁目21-22)
同時に、精神薄弱者更生相談所を前橋市下小出町690に移転(旧中央児童相談所)し、身体障害業務と知的障害業務を分離する。
- ・ 昭和53年 4月 1日 身体障害者福祉センターに精神薄弱者更生相談所を再統合して「心身障害者福祉センター」として、心身障害者福祉の統合機関とする。
なお、行政組織機構改正に伴い、身体障害者・精神薄弱者両更生相談所に開設されていた診療所を廃止し、新たに「群馬県心身障害者福祉センター診療所」の開設認可を受ける。(診療科目:整形外科・眼科・内科・神経科・耳鼻咽喉科・精神科の6科、開設認可53.4.1指令番号78号)
- ・ 昭和59年 3月31日 運動場用地を整備(センター西隣設置1,690.32㎡)し、入所者の機能回復訓練の充実向上を図る。
- ・ 昭和61年 4月 1日 泌尿器科の医師を嘱託として委嘱する。
- ・ 昭和62年 4月 1日 行政組織機構改正により義肢課が群馬県立義肢製作所として独立し、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団の運営となる。
- ・ 平成 5年 4月 1日 庶務課が総務課に名称変更となる。
- ・ 平成 6年 4月 1日 身体障害福祉法の一部改正に伴い市町村相互間の連絡調整等の機能充実を図るため、身体障害調整課を設置する。

- ・平成 9年 3月31日 併設の肢体不自由者更生施設を廃止する。
- ・平成10年 1月30日 前橋市新前橋町13番地の12に新たに建設された「群馬県社会福祉総合センター」2階に移転する。
- ・平成11年 4月 1日 精神薄弱者更生相談所が知的障害者更生相談所に名称変更となる。
- ・平成12年 4月 1日 地方分権一括法の施行により、更生相談所の名称規制の弾力化に伴い身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の名称を廃止した。
- ・平成14年 4月 1日 グループ制により身体障害グループと知的障害グループの2グループ制となる。
- ・平成15年 4月 1日 療育手帳交付事務が障害政策課から当所へ移管される。
- ・平成17年 4月 1日 身体障害者手帳交付事務が障害政策課から当所へ移管される。
- ・平成19年 4月 1日 障害児療育支援事業が当所の所管となる。
- ・平成20年 4月 1日 係制により身体障害係と知的障害係の2係制となる。
障害児療育支援事業を発達障害者支援センターへ移管する。
- ・平成21年 4月 1日 前橋市の中核市移行に伴い、前橋市に係る身体障害者手帳交付事務を市へ移譲する。
- ・平成23年 4月 1日 高崎市の中核市移行に伴い、高崎市に係る身体障害者手帳交付事務を市へ移譲する。
- ・令和 3年 4月23日 開設されていた診療所を廃止する。

3 組織・業務分掌(令和5年4月1日現在)



Ⅱ 業 務 概 要

- 1 身 体 障 害 者 関 係 業 務
- 2 知 的 障 害 者 関 係 業 務
- 3 障 害 者 施 設 等 入 所 調 整 関 係 業 務
- 4 群 馬 県 障 害 者 自 立 支 援 協 議 会 ア ド バ イ ザ ー 業 務

Ⅱ 業務概要

1 身体障害者関係業務

身体障害者福祉法第11条第2項及び第3項に規定する業務(専門的技術的な相談判定、市町村の援護の実施に関する必要な援助等)及び同法第15条に規定する業務(身体障害者手帳交付事務等)等を行っている。

(1) 相談・判定業務

市町村からの依頼に基づき、身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、医学的判定(補装具の要否・適合判定、自立支援医療(更生医療)の要否判定、特別障害者手当や障害者福祉手当等の医学的審査判定等)を、所内(来所・文書)、巡回及び在宅訪問の方法で実施している。

判定方法は、その必要性により、来所や巡回等による直接判定と文書判定とがある。

ア 所内相談・判定業務

所内において、専門的技術的相談に応じ、医学的判定を実施し、必要な支援・助言等を行っている。

なお、目的別の医学的判定の種類及び判定方法は、次のとおり。

- ① 自立支援医療(更生医療)給付の要否判定…文書判定
- ② 補装具費支給の要否判定、補装具の処方及び適合判定…来所又は文書判定
※補装具の種類等により取扱が異なる。
- ③ その他、障害福祉手当等の判定…文書判定

イ 所内相談日及び判定日(令和5年4月1日現在)

相談・判定		障害区分	実施日時(祝日・年末年始を除く)		
一般相談		全て	毎週月～金曜日	午前9時～午後5時	随時
医学的判定	整形外科	肢体不自由	第1、第2、第3、第4火曜日	午前10時～正午	予約制
			第1、第2、第3、第4木曜日	午後3時～5時	
	眼科	視覚障害	毎月第3木曜日	午後1時～3時	
	耳鼻科	聴覚障害 言語障害	第1、第2、第4木曜日	午後1時～3時	
			第3水曜日	午前9時30分～11時30分	
内科	内部障害	毎週水曜日	午前11時～午後1時		

ウ 巡回相談・判定業務

遠隔地域における身体障害者の利便性を考慮し、県内市町村を医師(整形外科)、理学療法士、作業療法士が巡回して各種相談に応じ、判定等を行っている。(原則毎月2回実施)

・実施地域及び年間回数：桐生・太田・館林／4回、伊勢崎・沼田／3回、藤岡・富岡／2回

エ 訪問相談業務(在宅重度身体障害者訪問診査支援事業)

市町村が実施する在宅重度身体障害者訪問診査事業に対し、医師(整形外科)、理学療法士、作業療法士を派遣して市町村事業の支援を行っている(巡回相談に併せて実施)。

(2) 研修

ア 市町村障害福祉業務担当新任職員等研修会

市町村及び保健福祉事務所の新任身体障害者福祉業務担当者、指定相談支援事業者等を対象として、業務に必要な基礎知識を中心に研修会を実施している。

イ 市町村補装具担当職員研修会、情報交換会

市町村の補装具担当職員を対象に、支給事務取扱や実物を使っての補装具に関する専門知識、技術習得のための研修会を実施している。

(3) 地域リハビリテーション事業

身体障害者の在宅生活を支援するため自宅等を訪問し、各種相談に応じている。

(4) 身体障害者手帳交付事務

身体障害者福祉法第15条に基づき、身体障害者手帳の交付及び台帳管理を行っている。

2 知的障害者関係業務

知的障害者福祉法第12条第2項及び第3項に規定する業務(18歳以上の知的障害者の専門的技術的な相談判定、市町村の援護の実施に関する必要な援助等)、療育手帳交付業務及び各種相談への対応等を行っている。

(1) 相談・判定業務

市町村からの依頼により、原則として18歳以上の知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び判定等を、来所、巡回及び在宅訪問等の方法で実施している。

なお、判定方法は、その必要性により、来所や巡回等での対面による直接判定と書面資料に基づいて行う文書判定とがある。

主な判定の種類と判定方法は次のとおり。

- ① 知的障害の判定・・・心理学的判定・医学的判定(来所)及び社会調査結果(書面)に基づく総合判定
- ② 療育手帳(新規・再判定)にかかる判定・・・①と同じ。(他県からの転入などは文書判定できる場合あり)
- ③ その他、障害基礎年金・手当等診断書作成にかかる判定・・・①と同じ

ア 相談日及び判定日(令和5年4月1日現在)

相談・判定	実施日	時 (祝日・年末年始を除く)	
一般相談	毎週月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	随時
心理的判定	(毎月2回)水曜日	午前10時～午後3時	予約制
医学的判定 (精神科)	毎週木曜日 第1・2・4金曜日	午後1時～午後3時	

イ 巡回相談・判定業務

遠隔地域における知的障害者の利便性を考慮し、県内市町村を医師(精神科)、心理判定員、知的障害者福祉司等が巡回して各種相談に応じ、判定等を行っている。(5月から毎月1～2回)

・実施地域及び年間回数:館林/7回、太田/4回、沼田・桐生/各3回、富岡・吾妻/各2回

また、巡回相談会場への来場が困難な者を対象に、在宅訪問による各種相談・判定を行っている。

(2) 通所指導

知的障害に関する相談者のうち、継続的な関わりが必要と判断した事例について、主に精神面の安定を図ることで対象者や対象者家族の生活の向上・安定を図ることを目的として、心理判定員又はケースワーカーによる定期的な個人面接(通所)や電話による指導・助言を実施している。

(3) スーパーバイズ事業

行動上の問題を呈する知的障害者の対応に苦慮する施設職員等に対して、専門家による講義や演習を通じて、障害特性や支援方法等に関する助言・指導を行う。

(4) 研修

ア 市町村障害福祉担当業務新任職員等研修会

市町村及び児童相談所等の新任知的障害児者福祉業務担当者を対象として、業務に必要な基礎知識を中心に研修会を実施している。

イ 知的障害担当専門研修

市町村知的障害者担当者等を対象として、より専門的な知識・技術の習得を目的に専門研修を実施している。

(5) 療育手帳交付事務

群馬県療育手帳に関する規則(平成27年12月22日)に基づき、療育手帳の交付及び台帳管理を行っている。

3 障害者施設等入所調整関係業務

(1) 群馬県障害者施設入所調整委員会の設置運営

ア 設置目的

障害者総合支援法に規定する支援施設の入所の利用にあたり、関係者による協議により、公平かつ公正で円滑な入所及び利用が確保できるよう、市町村間の調整を図る。

イ 構成員

- | | | |
|-------------|----|------------------------------|
| ① 利用者代表 | 2名 | 身体障害者団体 代表1名
知的障害者団体 代表1名 |
| ② 市町村代表 | 4名 | 市町村障害者福祉担当課長 代表4名 |
| ③ 施設代表 | 5名 | 支援施設等 代表5名 |
| ④ 相談支援専門員代表 | 1名 | |
| ⑤ 学校代表 | 1名 | 特別支援学校 代表1名 |
| ⑥ 県関係 | 3名 | 障害政策課長、児童相談所長、心身障害者福祉センター所長 |

ウ 調整の範囲及び方法

支援施設に空床が発生した場合は、入所調整委員会が作成した待機者名簿に基づき、支援施設が入所待機者等に入所意向の確認を行う（特別な事由による調整は入所調整委員会に対応）。

(2) 群馬県障害福祉サービス事業所利用に関わるガイドラインの運用推進

ア 目的

「群馬県障害福祉サービス事業所利用に関わるガイドライン」は、特別支援学校等の在学生在が卒業後、公平かつ公正で円滑な障害福祉サービス等を利用できるよう、利用申込受付から利用契約手続きまでについて定めたルールであり、県内すべての事業者に遵守を求めている。市町村や事業所、特別支援学校等とルールを共有してその運用を図っている。

イ 対象

- ① 障害福祉サービス事業の種類
生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）
- ② 事業所
群馬県内に所在する事業所

ウ 施行日

平成29年4月1日

4 群馬県障害者自立支援協議会アドバイザー業務

(1) 群馬県障害者自立支援協議会

群馬県全体での障害者相談支援体制の構築や仕組みづくりに関し主導的役割を担う協議の場として、群馬県障害者自立支援協議会が設置(事務局:障害政策課)されている。

当該協議会のサブ協議会としてアドバイザー会議が設置されており、委託した相談支援アドバイザーが構成員となり「相談人材育成支援」及び「市町村協議会支援」の活動を行っている。

心身障害者福祉センターは、アドバイザー会議(市町村協議会支援)の事務局を担当している。

また、当センターの職員も委託の相談支援アドバイザーと協力・分担して、市町村協議会の支援活動を行っている。

ア 県自立支援協議会の構成

会の名称	会の概要
群馬県障害者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県全域の相談支援体制の構築 ・相談支援従事者等の人材育成・研修のあり方 ・専門的分野における支援方策 ・群馬県障害福祉計画等の策定及び進捗状況の確認 等
サブ協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会により把握された課題等について課題解決・改善に向けた取組を検討する。
アドバイザー会議(常設)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援に係る研修の企画・実施及び市町村協議会へのアドバイザー派遣を行う。

イ サブ協議会の構成(4部会)

部会名	事務局
退院促進支援	障害政策課 精神保健・発達支援係
医療的ケア児等支援	障害政策課 地域生活支援係
強度行動障害支援	障害政策課 支援調整係
施設等人材育成充実	障害政策課 施設利用支援係

ウ アドバイザー会議の構成

名称	事務局
相談人材育成	障害政策課 支援調整係
市町村協議会支援	心身障害者福祉センター

(2) アドバイザー会議(市町村協議会支援)の運営

ア アドバイザー会議の概要

アドバイザー会議(市町村協議会支援)を年4回程度開催し、次の項目について協議・検討を行っている。

- ① 市町村協議会の開催状況及び検討内容の把握
- ② 市町村協議会への支援の方向性の確認 等

イ アドバイザーの活動内容

市町村協議会の運営、相談支援体制の状況、地域の課題を把握するため、市町村協議会定例会議等へ参加するとともに、必要な助言、支援を行っている。

Ⅲ 令和4年度業務実績

- 1 身体障害者関係業務
- 2 知的障害者関係業務
- 3 障害者施設入所調整業務
- 4 群馬県障害者自立支援協議会市町村協議会支援の状況
- 5 その他の業務

Ⅲ 令和4年度業務実績

1 身体障害者関係業務

(1) 相談・判定の状況

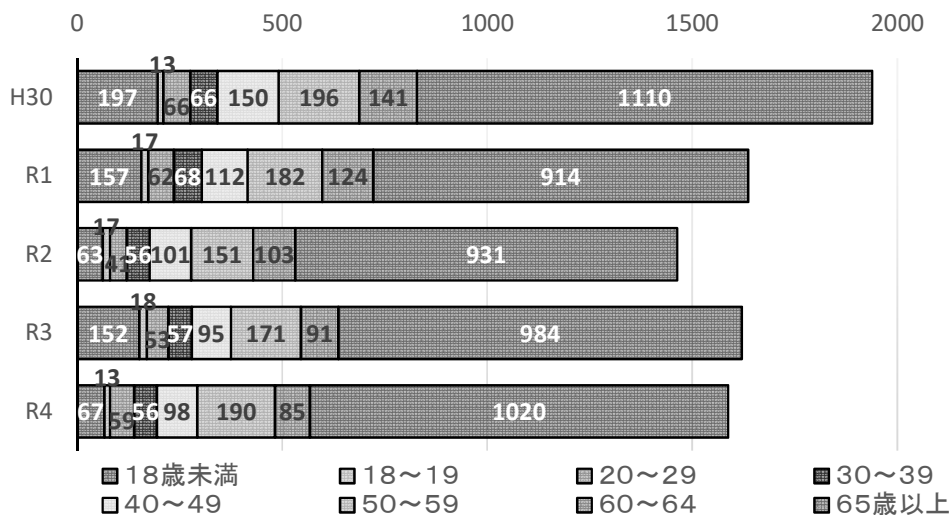
ア 年齢別・障害別相談状況

(単位：人)

区 分	障 害 別				合計 (人)	構成比 (%)
	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害		
18歳未満	4	22	30	11	67	4.2
18～19	0	4	7	2	13	0.8
20～29	0	9	39	11	59	3.7
30～39	0	7	27	22	56	3.5
40～49	0	5	48	45	98	6.2
50～59	0	20	63	107	190	12.0
60～64	0	10	31	44	85	5.4
65歳以上	1	560	117	342	1,020	64.2
合計(人)	5	637	362	584	1,588	100.0
構成比(%)	0.3	40.1	22.8	36.8	100.0	※18歳未満 は福祉行政報 告例対象外
18歳以上	1	615	332	573	1,521	

【参考】相談者の年齢別の年度推移（平成30～令和4年度）

年度	18歳未満	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳以上	合計
H30	197	13	66	66	150	196	141	1110	1,939
R1	157	17	62	68	112	182	124	914	1,636
R2	63	17	41	56	101	151	103	931	1,463
R3	152	18	53	57	95	171	91	984	1,621
R4	67	13	59	56	98	190	85	1,020	1,588



イ 相談・判定実施状況(令和4年度)

障害区分	相談の状況						判定の状況						
	取扱人数		相談内容(件)				取扱人数		判定内容(件)				
			自立支援医療(更生医療)	補装具	生活・その他	計			自立支援医療(更生医療)	補装具	生活・その他	計	
視覚障害	所内	来所											
		文書	5			5	5				5	5	
		計	5			5	5				5	5	
	巡回	巡回											
		在宅											
		計											
計		5			5	5				5	5		
聴覚障害(音声言語)	所内	来所	17		17		17				17		
		文書	618	7	593	20	620	618	7	593	20	620	
		計	635	7	610	20	637	635	7	610	20	637	
	巡回	巡回											
		在宅											
		計											
計		635	7	610	20	637	635	7	610	20	637		
肢体不自由	所内	来所	154		154		154				154		
		文書	152	2	87	65	154	152	2	87	65	154	
		計	306	2	241	65	308	306	2	241	65	308	
	巡回	巡回	54		54		54	54		54		54	
		在宅											
		計	54		54		54	54		54		54	
計		360	2	295	65	362	360	2	295	65	362		
内部障害	所内	来所											
		文書	566	570		14	584	566	570		14	584	
		計	566	570		14	584	566	570		14	584	
	巡回	巡回											
		在宅											
		計											
計		566	570		14	584	566	570		14	584		
計	所内	来所	171		171		171				171		
		文書	1,341	579	680	104	1,363	1,341	579	680	104	1,363	
		計	1,512	579	851	104	1,534	1,512	579	851	104	1,534	
	巡回	巡回	54		54		54	54		54		54	
		在宅											
		計	54		54		54	54		54		54	
計		1,566	579	905	104	1,588	1,566	579	905	104	1,588		

視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
0.31486146	40.11335013%	22.79596977%	36.77581864%
1%			

【参考】相談・判定実施状況の年度推移(平成30～令和4年度)

年度	相談の状況									判定の状況						
	取扱人数(人)					相談内容(件)				取扱人数(人)			判定内容(件)			
	所内 来所 及び 文書	巡回			計	自立 支援 医療 (更生 医療)	補 装 具	生 活 ・ そ 他	計	所内 来所 及び 文書	巡 回 及 び 在 宅	計	自立 支援 医療 (更生 医療)	補 装 具	生 活 ・ そ 他	計
		巡回	在宅	計												
H30	1,837	83	19	102	1,939	599	1,078	266	1,943	1,841	102	1,943	599	1,078	266	1,943
R1	1,545	65	26	91	1,636	549	930	200	1,679	1,544	91	1,635	548	929	200	1,677
R2	1,438	25		25	1,463	544	868	96	1,508	1,438	25	1,463	544	868	96	1,508
R3	1,586	34	1	35	1,621	665	787	169	1,621	1,586	35	1,621	665	787	169	1,621
R4	1,512	54		54	1,566	579	905	104	1,588	1,512	54	1,566	579	905	104	1,588

ウ 市町村別相談状況(令和4年度)

市町村別	整形 外科	耳鼻 科	内科	眼科	計
前橋市	54	127	106	4	291
高崎市	68	112	120		300
桐生市	29	63	21		113
伊勢崎市	47	46	71		164
太田市	28	52	25		105
沼田市	5	18	11		34
館林市	18	17	21	1	57
渋川市	15	19	6		40
藤岡市	8	13	10		31
富岡市	9	7	115		131
安中市	14	29	11		54
みどり市	16	13	9		38
市部小計	311	516	526	5	1,358
榛東村	3	10	1		14
吉岡町	9	5			14
上野村					
神流町					
下仁田町	4	4	12		20
南牧村					

市町村別	整形 外科	耳鼻 科	内科	眼科	計
甘楽町		4	5		9
中之条町	1	22	3		26
長野原町	1	5			6
嬭恋村	1	5			6
草津町	2	3			5
高山村		3			3
東吾妻町	7	8	1		16
片品村		9			9
川場村	1	2			3
昭和村		1	2		3
みなかみ町	3	11	1		15
玉村町	4	4			8
板倉町	2	5	4		11
明和町	1				1
千代田町	4	3	4		11
大泉町	3	10	19		32
邑楽町	4	7	6		17
町村部計	50	121	58		229
県外	1				1
合計	362	637	584	5	1,588

注) 県外1件は、東京都。

エ 巡回相談・在宅訪問診査の実施状況(令和4年度)

圏域別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
前橋													
高崎 ・ 安中													
渋川													
藤岡					3日 藤岡市						1日 藤岡市		2回
富岡			1日 富岡市						7日 富岡市				2回
吾妻	13日 高山村						5日 高山村						2回
沼田				6日 沼田市				2日 沼田市				1日 沼田市	3回
伊勢崎		11日 伊勢崎市				7日 伊勢崎市				11日 伊勢崎市			3回
桐生	20日 桐生市			13日 みどり市			12日 桐生市			18日 みどり市			4回
太田			8日 太田市			14日 太田市			14日 太田市			8日 太田市	4回
館林		18日 館林市			24日 館林市			9日 館林市			8日 館林市		4回
月計	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	24回

※各回とも、科目は整形外科のみです。在宅訪問診査も実施します。

※各圏域管内（前橋、高崎、渋川を除く）

桐生・太田・館林：年4回、伊勢崎・沼田：年3回、藤岡・富岡・吾妻：年2回＝計24回

※桐生圏域については、桐生市・みどり市で交互に実施します。

※吾妻圏域については、中之条町・草津町・高山村・東吾妻町・長野原町で年度ごとに交代で実施します。

(2) 研 修

研修名	日程	会 場	出席者 (人)	内 容
市町村身体障害福祉 業務担当者基礎研修会	令4年 5月27日	社会福祉総合 センター	39	・業務概要 ・身体障害者手帳 ・補装具判定(適合含) ・自立支援医療(更生医療) ・巡回相談 ・地域リハビリ
市町村身体障害福祉業 務専門研修会	令和4年 9月26日	WEB開催	35	・身体障害者手帳の交付 ・自立支援医療(更生医療) ・補装具給付事務 ・その他
市町村補装具担当者 情報交換会	書面開催 令5年1月	資料送付	—	・補装具情報交換会 (市町村間の情報交換) (センターへの質問回答) ・関ブロ職員協議会の情報

(3) 地域リハビリテーション事業

ア 在宅生活相談

① 訪問回数・従事者

訪問回数	従 事 者 (人)				
	医師	看護師	理学療法士	作業療法士	福祉司
29回	-	-	28	1	-

注)従事者(職種)は延べ数。相談内容に応じ編成。

② 相談項目別の内訳

項 目	件 数	詳 細
補 装 具	9	重度障害者用意思伝達装置(5) 電動車椅子(4)
福 祉 機 器	-	
住 宅 改 造	27	屋外アプローチ関連改造(スロープ・手すり・電動リフト設置)(5)、浴室・脱衣所改造(10)、トイレ改造(5)、居間・寝室・玄関改造(7)
機能回復訓練	-	
そ の 他	-	
合 計	36	

(4) 身体障害者手帳交付事務

ア 令和4年度身体障害者手帳交付等事務処理実績(前橋市・高崎市分を除く)

新規交付	3,037 件		
再交付	1,444 件	(内訳)	<ul style="list-style-type: none"> ・程度変更、再認定 1,064 件 ・紛失 209 件 ・破損 171 件
返還	3,695 件	(内訳)	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡 3,656 件 ・非該当(自主返還含む) 39 件
居住地変更	622 件	(内訳)	<ul style="list-style-type: none"> ・転入 306 件 ・転出 160 件 ・市町村間 156 件

イ 令和4年度末現在身体障害者手帳所持者の状況

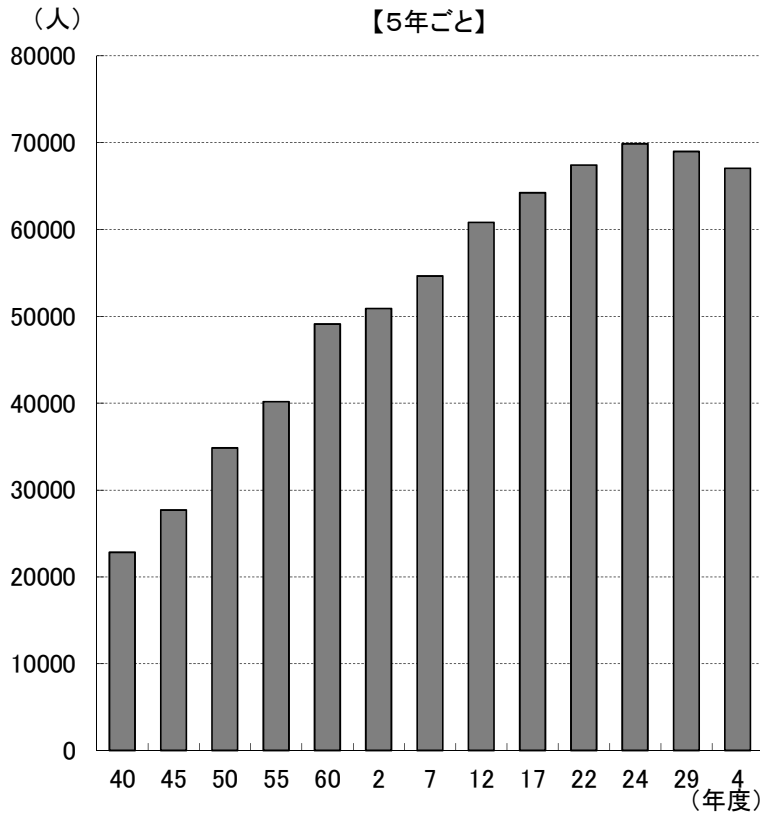
- ① 所持者数 67,040人
 (うち、前橋市高崎市分) (23,382人)

【参考】身体障害者手帳所持者数の推移

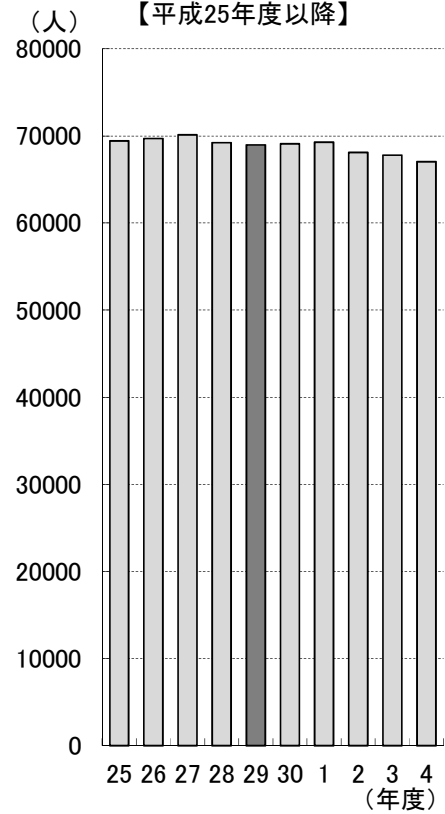
(群馬県合計)

年度	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計(人)
40	5,365	3,748	156	13,547	—	22,816
45	5,780	4,370	219	17,044	276	27,689
50	6,581	5,171	284	22,065	723	34,824
55	6,879	5,906	304	25,442	1,631	40,162
60	7,184	6,704	416	30,614	4,179	49,097
2	6,230	6,258	487	30,915	6,992	50,882
7	5,674	6,020	579	32,296	10,068	54,637
12	5,343	5,810	698	34,842	14,123	60,816
17	4,792	5,681	638	35,166	17,967	64,244
22	4,428	5,881	707	36,187	20,225	67,428
23 (うち前橋市・高崎市分)	4,345 (1,481)	5,948 (2,011)	718 (234)	36,394 (12,300)	20,773 (7,436)	68,178 (23,462)
24 (うち前橋市・高崎市分)	4,289 (1,442)	6,180 (2,029)	798 (231)	37,243 (12,336)	21,349 (7,553)	69,859 (23,591)
25 (うち前橋市・高崎市分)	4,162 (1,422)	6,128 (2,073)	731 (232)	36,800 (12,445)	21,510 (7,715)	69,421 (23,887)
26 (うち前橋市・高崎市分)	4,087 (1,391)	6,386 (2,120)	739 (228)	36,641 (12,319)	21,846 (7,835)	69,699 (23,893)
27 (うち前橋市・高崎市分)	4,044 (1,401)	6,589 (2,203)	740 (228)	36,531 (12,158)	22,213 (7,943)	70,117 (23,933)
28 (うち前橋市・高崎市分)	3,952 (1,383)	6,744 (2,268)	733 (248)	35,390 (12,004)	22,403 (8,049)	69,222 (23,952)
29 (うち前橋市・高崎市分)	3,874 (1,373)	6,919 (2,313)	723 (243)	34,892 (11,745)	22,556 (8,044)	68,964 (23,718)
30 (うち前橋市・高崎市分)	3,874 (1,387)	7,124 (2,398)	727 (248)	34,404 (11,637)	22,956 (8,202)	69,085 (23,872)
1 (うち前橋市・高崎市分)	3,866 (1,395)	7,159 (2,417)	702 (229)	34,182 (11,464)	23,357 (8,266)	69,266 (23,711)
2 (うち前橋市・高崎市分)	3,820 (1,385)	7,264 (2,482)	693 (225)	32,735 (11,275)	23,576 (8,309)	68,088 (23,676)
3 (うち前橋市・高崎市分)	3,760 (1,391)	7,375 (2,541)	702 (233)	32,048 (11,028)	23,906 (8,329)	67,791 (23,522)
4 (うち前橋市・高崎市分)	3,652 (1,360)	7,395 (2,602)	695 (233)	31,252 (10,824)	24,046 (8,363)	67,040 (23,382)

身体障害者手帳所持者数の推移
【5年ごと】



身体障害者手帳所持者数の推移
【平成25年度以降】



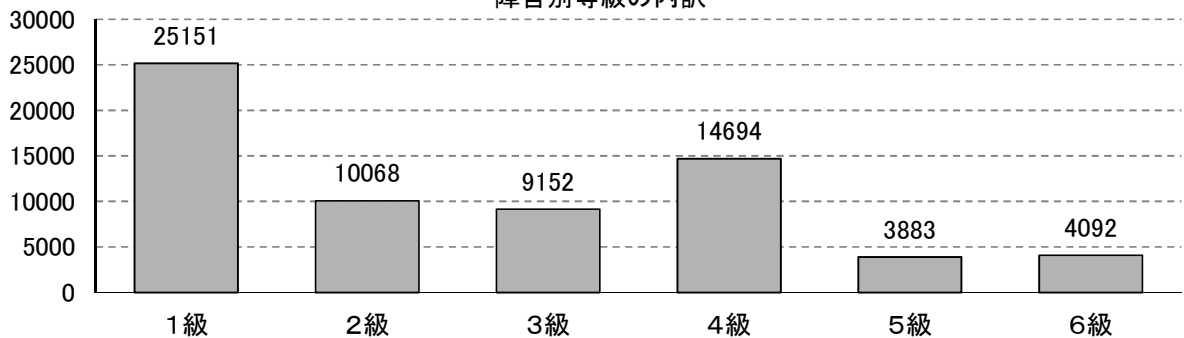
② 障害別等級の内訳

(令和4年度末現在 群馬県合計 単位:人)

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	1,423 (14)	1,243 (9)	180 (2)	218 (7)	411 (6)	177 0	3,652 (38)
聴覚・平衡機能障害	318 (1)	1,468 (94)	852 (39)	2,525 (14)	18 0	2,214 (74)	7,395 (222)
音声・言語機能障害	30 0	63 0	395 (2)	207 0			695 (2)
肢体不自由	7,352 (357)	7,020 (124)	4,846 (75)	6,879 (32)	3,454 (31)	1,701 (12)	31,252 (631)
内部障害	16,028 (107)	274 (7)	2,879 (88)	4,865 (30)			24,046 (232)
計	25,151 (479)	10,068 (234)	9,152 (206)	14,694 (83)	3,883 (37)	4,092 (86)	67,040 (1,125)

* ()内数字は、18歳未満の内数

障害別等級の内訳



2 知的障害者関係業務

(1) 相談・判定の状況(令和4年度)

ア 年齢別相談状況 (単位：人)

年齢区分	人数
18 ～ 20	341
21 ～ 30	74
31 ～ 40	17
41 ～ 50	21
51 ～ 60	9
61歳以上	5
計(人)	467

イ 相談・判定実施状況

			相談の状況				判定の状況				判定書等 交付件数		
			相談内容(件)				判定内容(件)				療育 手帳	その 他	計
取扱実人数 (人)			療育手 帳	生活 (年金 等)	職親・ その他	計	医学的 判定	心理的 判定	職能的 判定	計			
所 内	来所	301	301	54	22	377	294	301	0	595	301	0	301
	文書	99	99	0	0	99	0	99	0	99	99	0	99
	計	400	400	54	22	476	294	400	0	694	400	0	400
巡 回	巡回	66	66	21	6	93	66	66	0	132	66	0	66
	在宅	1	1		1	2	1	1	0	2	1	0	1
	計	67	67	21	7	95	67	67	0	134	67	0	67
計		467	467	75	29	571	361	467	0	828	467	0	467

ウ 療育手帳にかかる判定状況

(人)

		最重度	重度	総合重度	中度	軽度	小計	非該当判 定	判定保 留	合計
		A 1	A 2	A 3	B 1	B 2				
新 規 判 定	知的障害の初回判定	0	1	0	11	14	26	0	0	26
	その他の判定	0	6	0	7	19	32	1	0	33
	計	0	7	0	18	33	58	1	0	59
再判定		54	67	6	94	187	408	0	0	408
計(人)		54	74	6	112	220	466	1	0	467

注1)この表中の新規判定とは、初めて手帳を取得するための判定のことであり、再判定は、手帳取得後の判定をいう。

注2)新規判定の項目中の知的障害の初回判定とは、過去に判定歴がなく初めて受ける知的障害の判定のことであり、その他の判定とは、他県からの転入等による新規の手帳取得に伴う判定をいう。

注3)A3:総合重度(知的障害中度+身体障害1～3級合併)

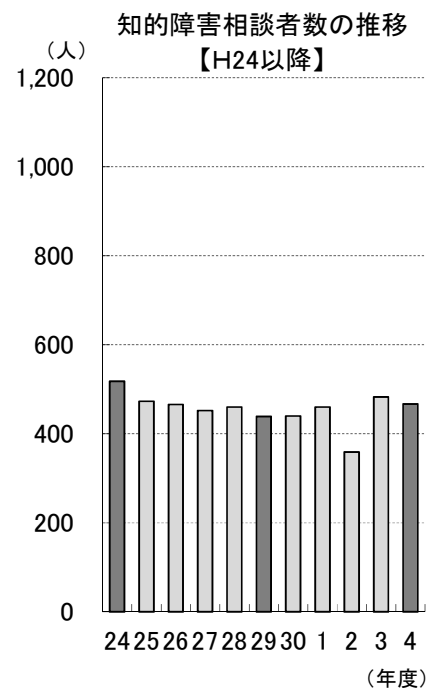
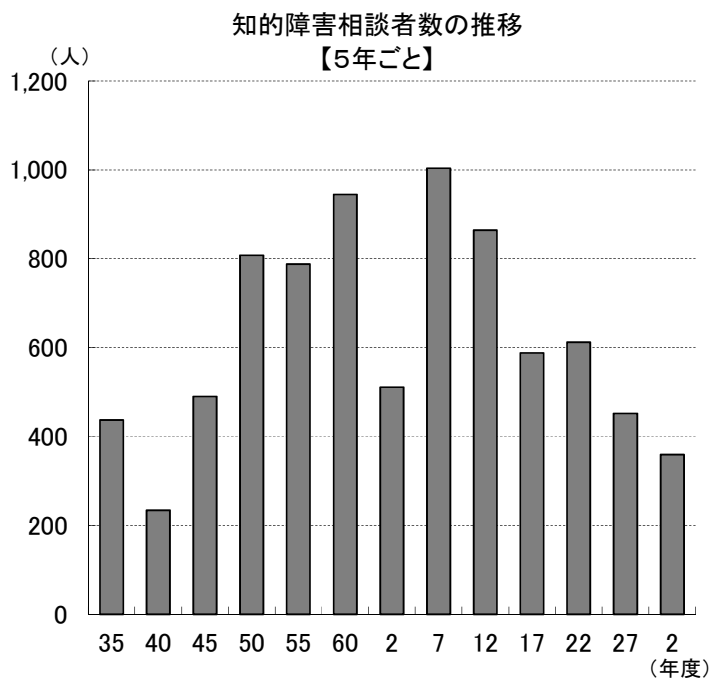
【参考】相談・判定の推移

内容別 年度別	取扱実人員(人)					相談件数(件)	判定件数(件)
	来所	巡回相談	在宅訪問	施設再判定	計		
昭和35	400	37	-	-	437	149	280
40	102	132	-	-	234	864	530
45	238	252	-	-	490	1,374	900
50	376	432	-	-	808	1,408	1,602
55	273	468	47	-	788	1,729	1,630
60	423	56	43	423	945	1,709	1,722
平成2	384	75	18	34	511	627	864
7	484	205	20	295	1,004	1,562	1,548
12	552	139	4	169	864	1,493	1,380
17	483	103	2	0	588	878	978
22	503	107	2	0	612	903	986
23	469	103	1	0	573	845	937
24	435	82	1	0	518	799	934
25	389	84	0	0	473	734	870
26	389	75	2	0	466	673	864
27	368	83	1	0	452	568	833
28	378	82	0	0	460	552	840
29	366	70	3	0	439	565	843
30	360	75	5	0	440	546	856
令和1	384	71	5	0	460	621	846
2	299	60	0	0	359	497	654
3	403	76	4	0	483	607	835
4	400	66	1	0	467	571	828

注1) 施設再判定については、平成15年度から実施していない。

注2) 他県等から依頼の判定は含まない。

注3) 継続指導数は除く。



エ 巡回相談・在宅訪問診査の実施状況

圏域別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
前橋													
高崎 ・ 安中													
渋川													
藤岡													
富岡						5日 富岡市					6日 甘楽町		2回
吾妻			6日 長野原町					7日 高山村					2回
沼田				21日 沼田市			20日 沼田市			16日 沼田市			3回
伊勢崎													
桐生		9日 桐生市							15日 みどり市			6日 桐生市	3回
太田			16日 太田市				3日 太田市		5日 太田市		16日 太田市		4回
館林		19日 大泉町		4日 館林市	1日 大泉町	15日 館林市		17日 館林市		19日 大泉町		16日 館林市	7回
月別計	0回	2回	2回	2回	1回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	21回

※各圏域（前橋、高崎・安中、渋川、藤岡、伊勢崎を除く）の実施回数

- ・ 館林 <年間7回>
- ・ 太田 <年間4回>
- ・ 沼田 <年間3回>
- ・ 桐生 <年間3回>
- ・ 富岡 <年間2回>
- ・ 吾妻 <年間2回>

オ 電話相談・来所相談の状況

相談者別	件数	相談内容	件数	対応別	件数
市町村福祉	8	施設入所	3	助言指導	30
医療関係	3	手帳	23	情報提供	25
教育関係	0	医療・保健	2	他機関紹介	9
施設	3	職業相談	0	聞く（カウンセリングの一部）	8
本人	13	福祉制度	6	その他	4
家族	31	話を聞いてほしい	5		
その他	18	対応の仕方	5		
		その他	32		
計	76	計	76	計	76

(2) 通所指導の状況

就労先や施設、地域などに馴染めず、諸々の問題行動を起こしたり、ひきこもりがちなケースへの支援を目的として、本人・家族又は施設職員等を対象にカウンセリングやケースワークを実施した。

実人員	来所・訪問	電話
3人	9件	40件

(3) スーパーバイズ事業の状況

行動障害上の問題を呈する知的障害者の対応に苦慮する施設職員等に対して、専門家による講義や演習を通じて、障害特性や支援方法等に助言を行う事業を実施した。

実施時期	実施回数	参加者数
前期(6/14、7/19、8/23、9/20)	4回	5名
後期(10/18、11/15、12/20、1/17)	4回	5名
計	8回	10名

(4) 個別支援会議等への出席

市町村等からの求めに応じて、個別支援会議等へ出席し、専門的・技術的な知識が必要な助言等の支援を行った。

令和4年度 出席回数	1回
------------	----

(5) 研修

市町村等における知的障害者福祉業務が円滑に推進されるよう担当職員に対する基礎研修を行った。

研修名	日程	実施方法	人数	内容
市町村知的障害福祉業務担当者基礎研修会	令4年 5月10日	オンライン	27 市町村他	<ul style="list-style-type: none"> ・相談調査事項と判定業務 ・療育手帳について ・知的障害の定義及び判定の基準等

(6) 療育手帳交付事務

ア 令和4年度療育手帳交付等事務処理実績

新規交付	601 件
再交付	186 件
記載事項変更	992 件
返還	190 件

(単位：件)

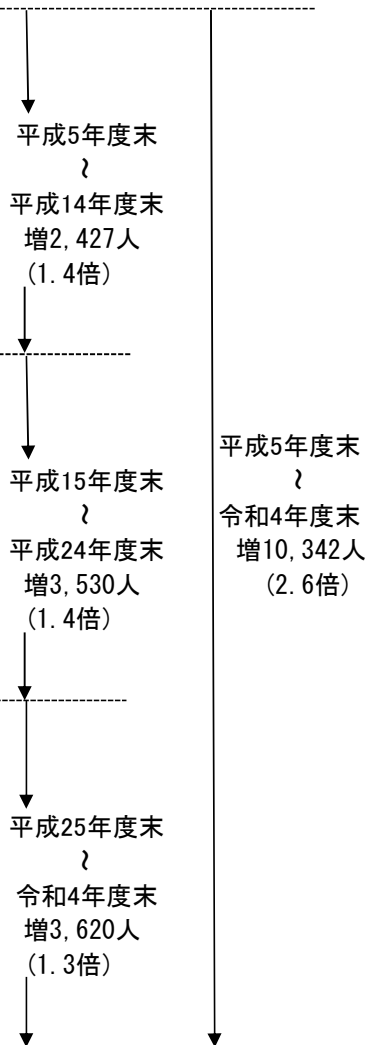
市町村名	新規交付	再交付	記載事項変更	返還	計
前橋市	68	30	170	27	295
高崎市	104	48	177	25	354
桐生市	26	9	56	9	100
伊勢崎市	105	29	117	41	292
太田市	109	13	123	19	264
沼田市	8	3	19	9	39
館林市	22	5	34	4	65
渋川市	17	9	43	11	80
藤岡市	16	4	28	1	49
富岡市	6	2	25	3	36
安中市	10	10	29	10	59
みどり市	14	4	42	4	64
榛東村	3	1	8	1	13
吉岡町	11	2	10	4	27
上野村	1		1		2
神流町			3		3
下仁田町			3	2	5
南牧村					0
甘楽町	3	1	2	2	8
中之条町	6	3	5		14
長野原町	1		2	2	5
嬭恋村	5	1	5	1	12
草津町	2	2	5		9
高山村	3		2		5
東吾妻町	5	2	9	1	17
片品村		1	2		3
川場村				1	1
昭和村		1	5	1	7
みなかみ町	5		8	5	18
玉村町	13	1	13	1	28
板倉町	2	2	5	1	10
明和町			8		8
千代田町	2		1		3
大泉町	29	2	25	3	59
邑楽町	5	1	7	2	15
県外					0
県計	601	186	992	190	1969

イ 令和4年度末現在療育手帳所持者の状況

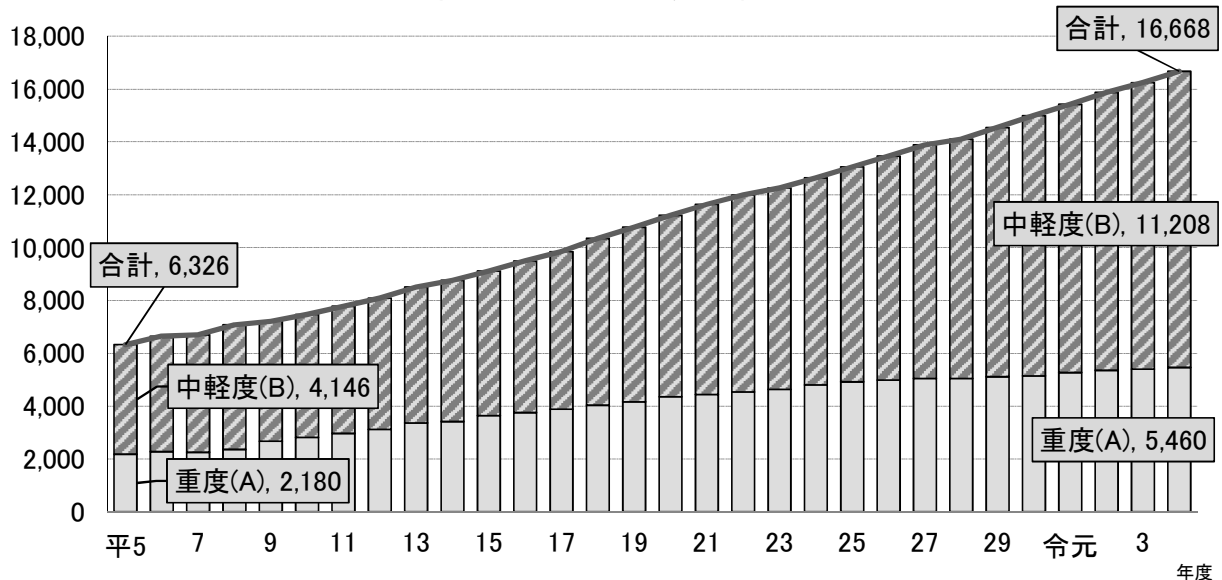
① 所持者数 16,668

【参考】療育手帳所持者数の推移 (各年度3月31日現在)

年度	重度(A)	中軽度(B)	合計	重度率
平5	2,180	4,146	6,326	34.5
6	2,280	4,366	6,646	34.4
7	2,255	4,448	6,703	33.7
8	2,357	4,711	7,068	33.4
9	2,669	4,538	7,207	37.1
10	2,821	4,649	7,470	37.8
11	2,965	4,813	7,778	38.2
12	3,120	4,970	8,090	38.6
13	3,365	5,140	8,505	39.6
14	3,419	5,334	8,753	39.1
15	3,643	5,465	9,108	40.0
16	3,761	5,733	9,494	39.7
17	3,886	5,960	9,846	39.5
18	4,039	6,303	10,342	39.1
19	4,165	6,602	10,767	38.7
20	4,358	6,856	11,214	38.9
21	4,443	7,194	11,637	38.2
22	4,531	7,454	11,985	37.9
23	4,632	7,623	12,255	37.8
24	4,803	7,835	12,638	38.1
25	4,922	8,126	13,048	37.8
26	4,985	8,468	13,453	37.1
27	5,051	8,834	13,885	36.4
28	5,045	9,055	14,100	35.8
29	5,110	9,438	14,548	35.2
30	5,144	9,851	14,995	34.4
令元	5,275	10,142	15,417	34.3
2	5,351	10,520	15,871	33.8
3	5,403	10,833	16,236	33.3
4	5,460	11,208	16,668	32.8



療育手帳所持者数の推移



3 障害者施設等入所調整関係業務

(1) 令和4年度群馬県障害者施設入所調整委員会の開催状況

ア 第1回群馬県障害者施設入所調整委員会

書面開催：令和4年9月

議事： ・入所調整、待機者の概要について
 ・通所ガイドラインについて

イ 第2回群馬県障害者施設入所調整委員会

書面開催：令和5年3月

内容： ・入所調整、待機者の概要について

(2) 入所調整結果

ア 身体障害者支援施設

施設種別	R3年度末待機数	新規待機数	入所	取下げ	R4年度末待機数
施設入所支援	45	47	46	29	17

(男女別)

施設種別	男性					女性				
	R3年度末待機数	新規待機数	入所	取下げ	R4年度末待機数	R3年度末待機数	新規待機数	入所	取下げ	R4年度末待機数
施設入所支援	24	28	28	15	9	21	19	18	14	8

イ 知的障害者支援施設

施設種別	R3年度末待機数	新規待機数	入所	取下げ	R4年度末待機数
施設入所支援	475	94	48	61	460

(男女別)

施設種別	男性					女性				
	R3年度末待機数	新規待機数	入所	取下げ	R4年度末待機数	R3年度末待機数	新規待機数	入所	取下げ	R4年度末待機数
施設入所支援	329	60	30	29	330	146	34	18	32	130

※4月1日付け入所決定者は待機数から除外。

入所調整対象外の契約入所者や同一法人内の異なる施設間における入所者の交換は除外。

ウ 入所調整委員会で調整対象としている施設

<入所系施設>

<令和4年度>

施設名	種別	施設名	種別
桂 荘	身体障害を主とする	しきしま	知的障害を主とする
泉 荘		あかぎ育成園	
青 空		かおる園	
大 地		清泉園	
誠光荘		さくら園	
グレイスホーム		並木路荘	
あけぼのホーム		めぐみの里	
みらい		薫英荘	
県立障害者リハビリテーションセンター（生活支援課）		かんなの里	
みつみね寮		妙義もみじ学園	
桐花園		やまばと	
東毛会はるかぜ荘		大原荘	
イシノ療護園		たけのこ学園	
こがね荘		知的障害を主とする	
赤城野荘	ねもと寮		
ルンビニー苑	つつじヶ丘はなぞの		
大平台学園	つつじヶ丘学園みたけ寮		
友貴園	つつじヶ丘光の園		
都学園	エルシーヌ藤ヶ丘		
第二都学園	はーとふるチハヤ		
みのわ育成園	とうもうさわの寮		
あすなる荘	ユニッツもりのいえ		
ひのき荘	第二陽光園		
かつら荘			
さわら荘			

(3) 関係機関への情報提供

毎月初日現在の入退所状況・待機状況一覧表等を各市町村、児童相談所等関係機関、各施設へ送付。また、県教育委員会には毎月初日現在の入退所状況を送付。

4 群馬県障害者自立支援協議会市町村協議会支援の状況

地域における相談支援体制の整備推進を図ることを目的に次のとおり、市町村協議会を支援した。

(1) 市町村協議会参加

各市町村協議会の定例会、部会等に参加し、必要な助言、支援を行った。

＜協議会支援活動実績＞（令和5年3月末日現在）

前橋市自立支援協議会 5回	渋川市地域自立支援協議会 6回
玉村町障害者総合支援協議会 4回	安中市自立支援協議会 5回
藤岡市障害者自立支援協議会 1回	富岡市／富岡地域自立支援協議会 3回
吾妻地域自立支援協議会 6回	利根沼田自立支援協議会 10回
桐生市地域自立支援協議会 9回	みどり市障害者地域自立支援協議会 1回
館林市外五町地域自立支援協議会 3回	太田市障がい者支援協議会 3回

計 56回

(2) アドバイザー会議の開催

市町村協議会の開催状況や検討内容の把握、市町村協議会への支援の方向性の確認を行うとともに、必要に応じ群馬県障害者自立支援協議会打ち合わせ会議に報告することを目的としてアドバイザー会議（市町村協議会支援）を開催した。

（構成員）

- ・アドバイザー（相談支援体制整備事業業務委託事業者）
- ・アドバイザー（群馬県心身障害者福祉センター職員）
- ・群馬県障害政策課

令和4年度開催状況

日 程	内 容
【第1回】 令4年6月13日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度のアドバイザー活動計画及び配置計画について ・令和3年度・令和4年度活動状況報告について ・市町村協議会の課題について
【第2回】（書面） 令4年12月5日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度上期アドバイザー活動状況について ・障害者支援ツール（ミライロID）の情報共有
【第3回】（書面） 令5年3月29日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度下期アドバイザー活動状況について ・令和5年度のアドバイザー活動計画及び配置計画について

5 その他の業務

(1) 講師等の派遣

専門的な見地から支援するため、県障害政策課等が主催する各種研修会に講師等を派遣した。

講師等の派遣実績

主催者	研修内容	日程	場所
障害政策課	障害支援区分認定調査員研修	5月24日	群馬県庁
つるの会(※1)	盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会	7月2日	社会福祉総合センター
群馬県視覚障害者福祉協会	視覚障害者同行援護従事者養成研修(一般課程)	7月20日	社会福祉総合センター
	視覚障害者同行援護従事者養成研修(一般課程)	9月7日	社会福祉総合センター
	視覚障害者同行援護従事者養成研修(応用編)	12月13日	社会福祉総合センター
ふれあいスポーツプラザ	知的障害について	7月11日	ふれあいスポーツプラザ

(※1):NPO法人群馬県盲ろう者つるの会

IV 資料編

- 1 身体障害者手帳所持者の状況
- 2 療育手帳所持者の状況

IV 資料編

1 身体障害者手帳所持者の状況

市町村別障害別内訳表

令和5年3月31日現在(単位:人)

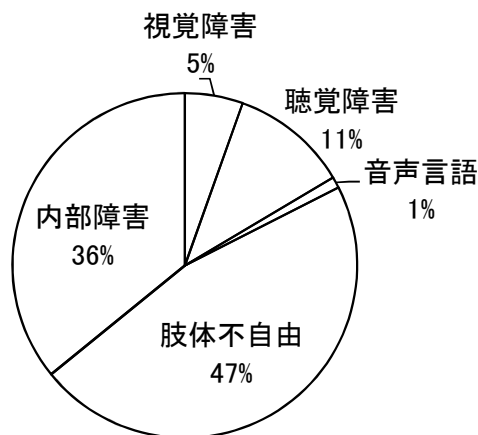
市町村名	年齢区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
前橋市	18歳未満	12	41	1	109	40	203
	以上	694	1,347	106	5,237	4,051	11,435
	計	706	1,388	107	5,346	4,091	11,638
高崎市	18歳未満	6	48		115	40	209
	以上	648	1,166	126	5,363	4,232	11,535
	計	654	1,214	126	5,478	4,272	11,744
桐生市	18歳未満	1	6		40	5	52
	以上	187	467	36	1,773	1,436	3,899
	計	188	473	36	1,813	1,441	3,951
伊勢崎市	18歳未満	2	16	1	76	22	117
	以上	312	543	68	2,877	2,144	5,944
	計	314	559	69	2,953	2,166	6,061
太田市	18歳未満	5	31		87	35	158
	以上	314	587	84	3,066	2,386	6,437
	計	319	618	84	3,153	2,421	6,595
沼田市	18歳未満	1	9		10	5	25
	以上	122	321	16	950	730	2,139
	計	123	330	16	960	735	2,164
館林市	18歳未満	3	9		17	11	40
	以上	115	189	21	1,086	797	2,208
	計	118	198	21	1,103	808	2,248
渋川市	18歳未満		5		15	9	29
	以上	177	286	43	1,553	1,129	3,188
	計	177	291	43	1,568	1,138	3,217
藤岡市	18歳未満		11		12	6	29
	以上	143	208	33	1,114	939	2,437
	計	143	219	33	1,126	945	2,466
富岡市	18歳未満	1	11		16	4	32
	以上	120	212	15	993	1,012	2,352
	計	121	223	15	1,009	1,016	2,384
安中市	18歳未満	1	2		17	12	32
	以上	118	312	12	926	684	2,052
	計	119	314	12	943	696	2,084
みどり市	18歳未満	1	5		22	3	31
	以上	73	143	18	708	569	1,511
	計	74	148	18	730	572	1,542
榛東村	18歳未満				6	1	7
	以上	19	40	3	221	154	437
	計	19	40	3	227	155	444
吉岡町	18歳未満		2		8	7	17
	以上	39	80	8	284	203	614
	計	39	82	8	292	210	631
上野村	18歳未満				1		1
	以上	2	6	1	23	15	47
	計	2	6	1	24	15	48
神流町	18歳未満						
	以上	9	12	4	36	32	93
	計	9	12	4	36	32	93
下仁田町	18歳未満						
	以上	17	53	2	168	117	357
	計	17	53	2	168	117	357
南牧村	18歳未満						
	以上	1	14		40	32	87
	計	1	14		40	32	87

市町村名	年齢区分	視覚障害	聴覚・平 衡機能障 害	音声・言 語機能障 害	肢体不自 由	内部障害	合計
甘楽町	18歳未満	1	2		2		5
	以上	24	39	1	189	176	429
	計	25	41	1	191	176	434
中之条町	18歳未満		2		2	3	7
	以上	39	173	8	257	271	748
	計	39	175	8	259	274	755
長野原町	18歳未満	1	1		2		4
	以上	9	38	3	90	57	197
	計	10	39	3	92	57	201
嬭恋村	18歳未満		1				1
	以上	14	55	3	174	105	351
	計	14	56	3	174	105	352
草津町	18歳未満				2		2
	以上	46	43		167	92	348
	計	46	43		169	92	350
高山村	18歳未満		1				1
	以上	5	33	2	59	38	137
	計	5	34	2	59	38	138
東吾妻町	18歳未満	1			6	3	10
	以上	22	127	6	224	165	544
	計	23	127	6	230	168	554
片品村	18歳未満		1			2	3
	以上	6	39	1	121	64	231
	計	6	40	1	121	66	234
川場村	18歳未満				1		1
	以上	3	17		64	39	123
	計	3	17		65	39	124
昭和村	18歳未満		2			2	4
	以上	18	64	6	161	115	364
	計	18	66	6	161	117	368
みなかみ町	18歳未満		3		3		6
	以上	58	130	9	398	274	869
	計	58	133	9	401	274	875
玉村町	18歳未満	1	7		8	3	19
	以上	68	127	16	601	521	1,333
	計	69	134	16	609	524	1,352
板倉町	18歳未満				3	1	4
	以上	19	49	2	219	152	441
	計	19	49	2	222	153	445
明和町	18歳未満		2		20	10	32
	以上	36	41	12	265	141	495
	計	36	43	12	285	151	527
千代田町	18歳未満		1		4		5
	以上	13	27	10	149	115	314
	計	13	28	10	153	115	319
大泉町	18歳未満		2		17	5	24
	以上	84	130	9	663	521	1,407
	計	84	132	9	680	526	1,431
邑楽町	18歳未満	1	1		10	3	15
	以上	40	55	9	402	306	812
	計	41	56	9	412	309	827
県総計	18歳未満	38	222	2	631	232	1,125
	以上	3,614	7,173	693	30,621	23,814	65,915
	計	3,652	7,395	695	31,252	24,046	67,040

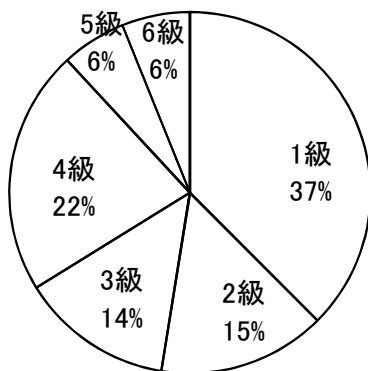
身体障害者手帳所持者の状況

令和5年3月31日現在(単位:人)

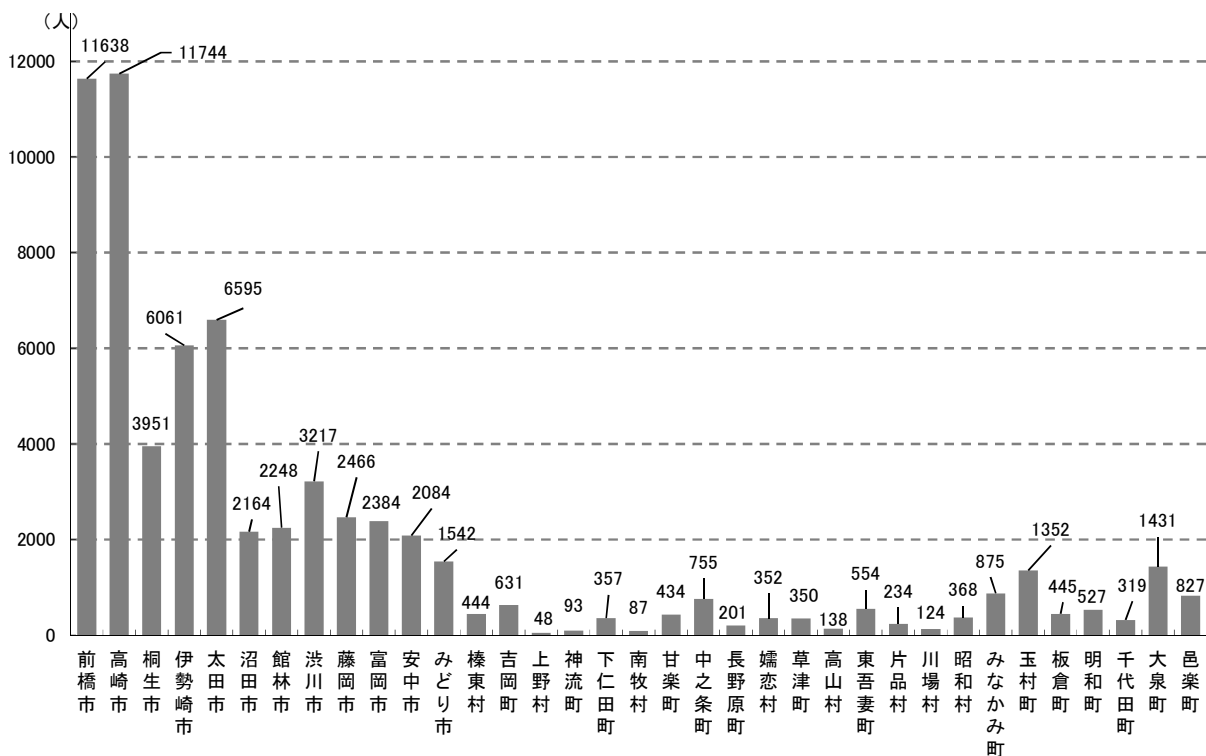
(1) 障害別所持者数



(2) 等級別所持者数



(3) 市町村別所持者数



2 療育手帳所持者の状況

市町村別・障害程度別交付状況

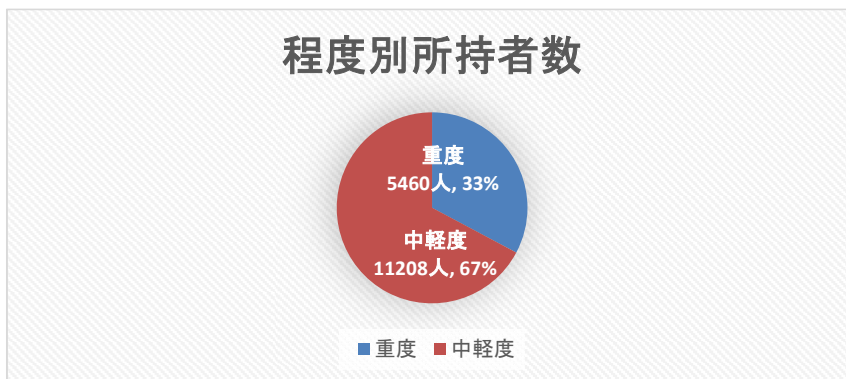
令和5年3月31日現在(単位:人)

	総計			重度			中軽度		
	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上
県総計	16,668	3,906	12,762	5,460	1,019	4,441	11,208	2,887	8,321
前橋市	2,779	571	2,208	993	192	801	1,786	379	1,407
高崎市	2,867	629	2,238	991	195	796	1,876	434	1,442
桐生市	1,153	207	946	374	49	325	779	158	621
伊勢崎市	1,670	547	1,123	461	121	340	1,209	426	783
太田市	1,903	606	1,297	601	142	459	1,302	464	838
沼田市	463	81	382	155	23	132	308	58	250
館林市	723	251	472	183	46	137	540	205	335
渋川市	747	118	629	238	24	214	509	94	415
藤岡市	510	106	404	182	37	145	328	69	259
富岡市	413	71	342	134	18	116	279	53	226
安中市	450	76	374	162	22	140	288	54	234
みどり市	432	101	331	142	21	121	290	80	210
榛東村	123	24	99	56	5	51	67	19	48
吉岡町	166	50	116	59	19	40	107	31	76
上野村	18	1	17	5	0	5	13	1	12
神流町	30	1	29	13	0	13	17	1	16
下仁田町	77	5	72	25	1	24	52	4	48
南牧村	13	0	13	3	0	3	10	0	10
甘楽町	103	18	85	43	7	36	60	11	49
中之条町	195	29	166	48	6	42	147	23	124
長野原町	44	6	38	19	1	18	25	5	20
嬭恋村	96	17	79	28	4	24	68	13	55
草津町	59	2	57	17	2	15	42	0	42
高山村	44	8	36	11	2	9	33	6	27
東吾妻町	147	24	123	41	6	35	106	18	88
片品村	40	5	35	8	2	6	32	3	29
川場村	24	5	19	12	4	8	12	1	11
昭和村	67	8	59	17	1	16	50	7	43
みなかみ町	199	23	176	52	7	45	147	16	131
玉村町	257	55	202	99	13	86	158	42	116
板倉町	133	20	113	43	4	39	90	16	74
明和町	89	26	63	31	2	29	58	24	34
千代田町	70	22	48	21	4	17	49	18	31
大泉町	348	139	209	99	18	81	249	121	128
邑楽町	216	54	162	94	21	73	122	33	89

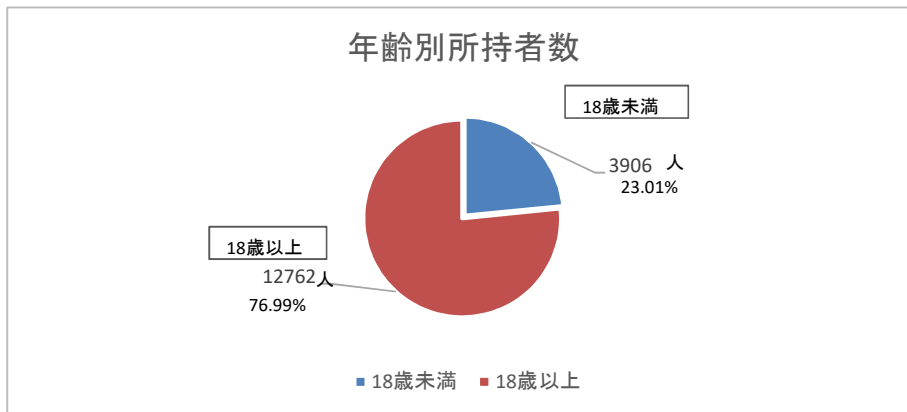
療育手帳所持者数の状況

令和5年3月31日現在(単位:人)

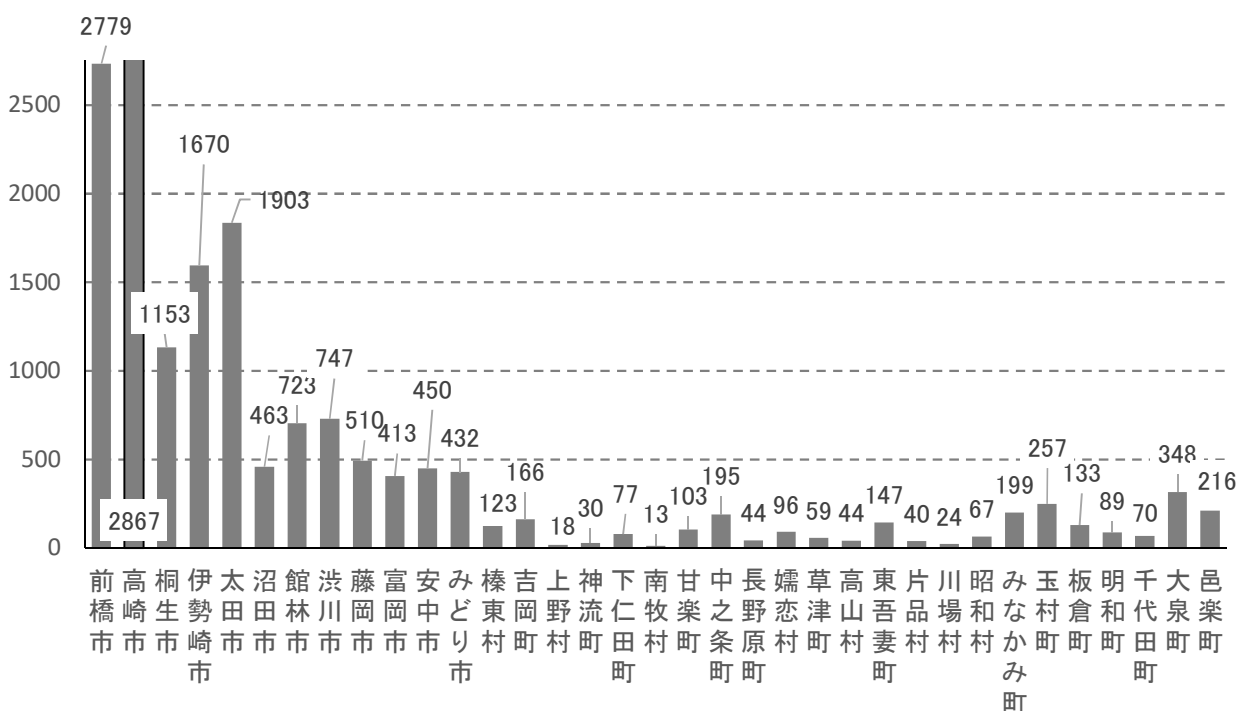
(1) 程度別所持者数



(2) 年齢別所持者数



(3) 市町村別所持者数



群馬県心身障害者福祉センター案内図



群馬県心身障害者福祉センターへのアクセス

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12（群馬県社会福祉総合センター2階）

- ・ JR利用の場合：新前橋駅東口より徒歩5分
- ・ バス利用の場合：「滝川橋」バス停下車徒歩1分
群馬中央バス／高崎駅前～芝塚・県庁～前橋駅前線
永井バス／マイバス西循環
：「社会福祉総合センター前」下車徒歩1分
（日本中央バス／中央前橋駅～川曲線）
- ・ 自家用車利用の場合：構内駐車場あり（満車の場合は、構外駐車場あり）

令和5年9月発行

令和5年度業務概要（令和4年度事業実績）

編集発行 群馬県心身障害者福祉センター
〒371-0843 前橋市新前橋町13-12
（群馬県社会福祉総合センター2階）

電話 027-254-1010

FAX 027-254-2299

ホームページ 群馬県ホームページからお入りください

（「組織から探す」→健康福祉部→心身障害者福祉センター）